

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第九百八十三号
昭和五十年六月鳥取県告示第五百三十一号（昭和五十年度地籍調査事業
計画について）の一部を次のように改正する。
昭和五十年十一月十一日

目 次

◇告 示 昭和五十年度地籍調査事業計画の決定の一部改正

旧慣使用林野整備計画の認可

土地改良事業計画の適否の決定（二件）

都市計画の変更に係る図書の縦覧（四件）

都市計画事業の変更の認可

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会
の委員の選挙に係る選挙人名簿についての異議の決定及
び当該選挙において選挙すべき委員の数

建築基準法による道路の位置の指定（二件）

建築基準法による道路の位置の指定の取消し

建築計画概要書の閲覧場所

建築計画概要書の閲覧に関する規程

告 示

表中	鳥取市	布勢及び桂見の一部	昭和五十年三月三十日まで	○・〇一	鳥取県知事 平 林 鴻 三
		里仁の一部	三月三十一日まで	○・八二	を

に改める。

鳥取県告示第九百八十四号

東伯町長から申請のあつた大杉地区旧慣使用林野整備計画については、
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法
律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十年十一月五
日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十五号

昭和五十年九月三十日付けで大山町から申請のあつた土地改良（明間地
区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の一第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十年十一月十二日から二十日間
江府町役場

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

土地改良事業計画書及び条例の写し

四 縦覧に供する期間

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十七号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

一・二・一号正蓮寺晚稻線

追加する部分

鳥取市徳吉字古川丁場麻蒔及び叶字八反田

変更する部分

鳥取市的大塙字大塙詰及び字中野、叶字大塙詰及び字四反田、宮長字上坪、字大坪、字棚田、字竹ヶ鼻、字管田、字下宝殿、字大土手、字

五反田及び字井原、吉成字外河原、字中島河原、字上河原土手ノ外
二 縦覧に供する期間

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

及び字中河原土手外、服部字下河原ノ二、字上土手之外、字中道ノ

一、字中道ノ二、字津浪道東、字津浪道西及び字津浪西ノ一、菖蒲
字御通り、字鳥居嶺東割、字深免東、字深免西、字中ノ丁、字寺ノ

前、字新規丁、字西ノ前、字閔ノ元、字納原、字西海士及び字八反
田、古海字三本松、字二町田、字西中田ノ二、字西中田ノ一、字上
町田ノ一、字中實、字上池ノ内、字下池ノ内ノ一及び字下池ノ内ノ

二、徳尾字上山崎、字下山崎、字大樋ノ上、字千草面、字前田、字
蛇尾ノ一及び字蛇尾ノ三、徳吉字早稻田、字徳吉前、字首塚、字土
手外、字前土居、字墓原、字道登及び字六反田、安長字矢倉田柳ヶ

坪、字大磯、字監田、字梅登、字正ケ坪、字平森、字東魚尾及び字
西魚尾、秋里字上大石橋、字下大石橋及び字中刺、南限字曾崎及び

字総斗田並びに晚稻字下総斗田、字上赤田、字下赤田、字白毛、字
前田馬上免、字上陳後及び字下陳後

一・二・二号福部伏野線

追加する部分

鳥取市伏野字砂浜、字スクモ塚、字長者石、字中浜、字塚松、字渡
リ上リノ二、字溝河及び渡リ上リノ一

変更する部分

鳥取市秋里字古宮ノ下、字上堀町ヶ坪、字下堀町ヶ坪、字下大石橋
及び字中刺、南限字曾崎、字狐隈ノ二及び字狐隈ノ一、賀露町字横
江、字西横江、字中野菜、字西野菜、字摩尼田、字川住、字殿免、
字美濃隈、字七隈田、字溝狭及び字犬伏並びに湖山町字白浜、字大
浜ノ堀、字大寺屋、字堀越西方及び字堀越東方

削除する部分

鳥取市湖山町字産水西方

二・二・九号湖山商業線

追加する部分

鳥取市湖山町字中道及び字高隈、岩吉字北本田、賀露町字西下河原
及び字東下河原、南限字念佛免、字寺田、字秋里田、字摺鉢及び字
板立、秋里字上大石橋、字中刺、字下大石橋、字板建、字東大石橋、
字大繩、字下六反物、字上六反物、字南古宮及び字西古宮並びに商

榮町

二
縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
する同法第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画道路を変更したの
で、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に
より、次のとおり告示し、同法同条第一項の規定により当該都市計画の図
書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 変更に係る都市計画の名称

変	更	後	変	更	前

三・三・二号 倉吉羽合線

一・三・二号 倉吉羽合線

三・四・一号 住吉町倉吉停車場線

二・一・二号 倉吉上井停車場線

三・四・二号	三明寺下田中線	二・二・三号	市役所線
三・四・三号	倉吉三朝線	二・二・四号	三明寺下田中線
三・四・四号	打吹停車場線	二・二・一号	倉吉停車場線
三・四・五号	福吉町生田線	(一)一四号	福吉八幡線
三・四・六号	関金中央線	二・二・五号	関金中央線
三・五・一号	上井河北中学校線	二・三・二号	東郷東伯線
三・五・二号	八屋田谷線	二・三・十号	上井三朝線
三・五・三号	倉吉由良線	二・三・七号	倉吉由良線
三・五・四号	倉吉森線	二・三・九号	倉吉森線
三・五・五号	西倉吉停車場線	二・三・五号	西倉吉停車場線
三・五・十一号	倉吉関金線	二・三・十二号	倉吉関金線
三・六・一号	河原町宮川町線	二・一・一号	倉吉上井停車場線
三・六・二号	小鴨川沿線	(一)一七号	小鴨川沿線
三・六・三号	巖城線	(一)一八号	巖城線
三・六・四号	倉吉広瀬線	(一)一五号	倉吉広瀬線
三・六・五号	倉吉関金線	(一)一一号	倉吉関金線

二 都市計画の変更に係る土地の区域
 三・三・一号 倉吉羽合線
 変更する部分

倉吉市巖城字伊木渡り及び字渡シ河原、伊木字上河原、字中河原、字下河原及び字土手根、海田西町字柳原、字大所、字上河原、海田南町字上河原並びに海田東町字大所

三・四・一号 住吉町倉吉停車場線

追加する部分
 倉吉市字龜岩及び字サコ田、生田字石曾根及び字古屋敷並びに八幡町下久米谷
 変更する部分
 倉吉市字的場、字新蔵附、字北越殿、字隈ノ澤、字広瀬町、字鎌治町二丁目、字鮎田、字中長、字玉ノ助、字清水出、字中田、字四十丸、字谷畑及び字芸才寺、みどり町字中田、字早稻田及び字谷畑並びに八幡町字四十二丸及び字久米谷

追加する部分
 倉吉市字上矢名田及び字矢名田
 変更する部分

倉吉市字西淀広、字下矢名田、字法仙、字龜岩、字浅田谷、字西家士町、字神坂、字前田、字中将子並びに駄経寺町字上湯原、字正尺及び字五反田

追加する部分
 三・四・五号 福吉町生田線

追加する部分

倉吉市字神坂、字前田、字中反田、字池田及び字池ノ上、昭和町字池ノ上、字鳥居曇、字上河原、字ドンド川、字下穴田、字畠鉢及び字笠ヶ前、下田中字西新添、巖城字土井ノ上、字下河原、字安田開通、字鯰及び字砂田、伊木字砂田、字中新田及び字武首、山根字早見田、字上鴨田、字中鴨田及び字下鴨田、上井町一丁目及び上井町二丁目

三・四・三号 倉吉三朝線

二・二・四号 三明寺下田中線

二・二・二号 倉吉三朝線

二・二・一号 倉吉停車場線

(一)一四号 福吉八幡線

二・二・五号 関金中央線

二・三・二号 東郷東伯線

二・三・十号 上井三朝線

二・三・七号 倉吉由良線

二・三・九号 倉吉森線

二・三・五号 西倉吉停車場線

二・三・十二号 倉吉関金線

二・一・一号 倉吉上井停車場線

(一)一七号 小鴨川沿線

(一)一八号 巖城線

(一)一五号 倉吉広瀬線

(一)一一号 倉吉関金線

削除する部分

倉吉市字高間田

三・六・一号河原町宮川町線

変更する部分

倉吉市字西淀広、字東淀広、字新蔵道、字新蔵附、字北越殿、字隈ノ澤、字南越殿、字籏ノ沖、字西出口、字東出口、字福吉町、字罕町、字新町三丁目、字宮ノ元、薬師繩手、字鶴ノ嘴、字熊ノ裏、字堺町二丁目、字籏ノ内、字上河原、字鍵ノ元、字三通田、字宮川、字中通及び字池ノ上

三・六・五号倉吉閻金線

追加する部分

倉吉市生田字一町田及び字石曾根

変更する部分

倉吉市丸山町字一町田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更したので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻

昭和五十年十一月十一日 鳥取県知事 平 林 鴻

三

三

三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・三・四号日吉津四軒屋線

変更する部分

米子市皆生字北砂池、字砂池西及び冲大境、上福原字北浜開、字北浜新田ノ四、字北浜沖開及び字下大境、東福原字北原ノ八、字北原ノ七、字沖林ノ壱、字北原ノ六、字沖林ノ式、字北林ノ五及び字沖林ノ参、西福原字大向屋敷通悪水西ノ三、字堀川尻己、字北原開之式、字堀川尻戌、字大向堂之北ノ式、字堀川尻丁、字北原堀川端之式、字堀川尻丙、字堀川端之参、字堀川尻乙、字堀川御建際、字堀川尻甲及び字堀川中並びに両三柳字堀川、字平八道西及び字三右衛門道西北

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更したので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・四・三号安倍三柳線

追加する部分

米子市両三柳字東外濱

変更する部分

米子市安倍字清水尻中、字天狗松下、字清水尻、字荒神森、字荒神屋敷、字荒神谷及び字荒神森北、旗ヶ崎字長瀬谷西及び字長瀬谷並

びに上後藤字弥市分東

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百九十二号

昭和五十年十一月七日執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿についてのすべての異議について決定をし、及び当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十二条第一項及び第四項の規定により公告する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

鳥取県告示第九百九十三号

二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十年十一月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定によ

四 事業地

昭和五十年三月三十一日鳥取県告示第三百八号の事業地のうち米子市皆生字灘濱、字灘端東新田、字灘端野浪新田、字西灘端野浪新田及び村新田並びに安倍字清水尻西及び字清水尻灘地内において事業地を変更する。

昭和四十四年四月二十三日から昭和五十六年三月三十一日まで

り告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を昭和五十年十一月十一日次のとおり取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人及び氏の名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原町一丁目一〇七番地	鳥取市高住字門塔八八八番六 の一部	幅員 四・五メートル 六・〇メートル
海南開発	八八七番二	延長 七八・七メートル
森岡大之郎	の一部	

鳥取県告示第九百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十年十一月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十二条の二第二項の規定に基づき、建築計画概要書の閲覧の場所を次のとおり定めたので、同規則同条同項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人及び氏の名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原町一丁目一〇七番地	鳥取市布勢字川徳五五一番	幅員 四・三〇メートル 一トロル
海南開発	五五一番二九	延長 一二・一〇メートル
森岡大之郎		

の一部 延長 八・五〇メートル

閲覧の場所	閲覧に供する建築計画概要書の区分
鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県土木部建築課	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び氣高郡内に建築しようとする建築物に係る建築計画概要書
倉吉市巖城二百七十九番地 鳥取県倉吉土木出張所総務課	倉吉市及び東伯郡内に建築しようとする建築物に係る建築計画概要書
米子市糀町一丁目百六十番地 鳥取県米子土木出張所建築課	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡内に建築しようとする建築物に係る建築計画概要書

土曜日は、午前九時から正午までとする。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日並びに一月一日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。

(臨時休日等)

第四条 知事は、概要書の整理その他理由により必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧料)

第五条 概要書の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第六条 概要書を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧簿に住所、職業、氏名及び年齢その他必要な事項を記入しなければならない。

(概要書の持出し禁止)

第七条 概要書は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第一条 この規程は、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十一條の二第二項の規定に基づき、建築計画概要書(以下「概要書」という。)の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)における概要書の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧時間)

第二条 概要書の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、

- 一 この規程又は係員の指示に従わない者
- 二 概要書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

この規程は、昭和五十年十一月十一日から施行する。